

四條畷市地域包括支援センター運營業務委託に係る質問書に対する回答（令和8年10月13日回答）

	質問項目	質問内容	四條畷市回答
1	地域包括支援センター運營業務の委託費について	人件費＋事務費の契約上限額が5,500千円と示されていますが、契約上限額は契約期間を通じて固定でしょうか。人件費や物価高騰など社会情勢に変化があった場合、委託料見直しの対象となる可能性はありますでしょうか。	基本的には固定となりますが、人件費や物価高騰など社会情勢に変化があった場合等、別途協議させていただきます。但し、予算に関わる部分であるため、協議の結果、増額を保証するものではありません。
2	地域包括支援センター運營業務の委託費について	地域包括支援センター職員の処遇改善を目的とした加算制度や補助制度の導入予定はありますでしょうか。	現時点においては、導入予定はございません。
3	設置場所の賃料について	圏域内に事務所を賃借して設置する場合、賃料は全額事務費の範囲内で負担するものと考えてよいでしょうか。別途補助制度等がある場合は教えてください。	賃料は全額ご負担いただきます。補助制度はございません。
4	職員の配置	第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員は週30時間以上の要件であれば、専従、同一事業所内での兼務、他事業所との兼務は可能か？また、人員数は1名又は2名での配置でも時間数が確保できれば問題ないか？	第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員は、週30時間以上（第3圏域は15時間以上）の要件を満たしていれば、兼務は可能です。 ただし、専任での配置としているため、第2層生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員は各1名の配置としてください（第3圏域を除く）。
5	職員の配置	事務員の35時間、第2層生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の週30時間以上の配置について雇用契約時間上で判断することとして良いか？出張、職免、有給休暇は勤務とみなすか？	実際の勤務（稼働）時間で判断いたします。出張や職免は業務命令に基づくため勤務時間に含みますが、有給休暇は実際の労務提供を伴わないため、週の勤務時間には含みません。したがって、有給休暇を取得した週であっても、実労働時間が仕様書に規定している時間を下回らないように人員配置またはシフト調整をお願いいたします。ただし、有給休暇の取得を妨げるものではないことに留意してください。委託料の減額要件につきましては、仕様書にありますとおり、週ごとではなく月ごとの勤務日数に基づき計算いたします。
6	職員の配置	専門三職種等の配置について、他法人からの出向、兼務または共同運営等による人材配置を提案することは可能ですでしょうか。	他法人からの出向、兼務、共同運営による人材配置については、以下の理由から原則不可とします。 ・責任の所在が不明確になること ・意思決定の複雑化や対応の遅延のおそれ ・個人情報の管理が困難になること 地域包括支援センターとして明確な責任体制と情報管理体制を必要とするため、同一法人内での人材配置をお願いします。
7	委託費の減額について	仕様書では職員欠員時の委託料減額について定められていますが、欠員期間中であっても配置職員により仕様書に定める業務を遂行している場合、減額対象となるのでしょうか。	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核として機能する拠点として、多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、安定した運営体制と質の高い支援を確保する役割を担うことから、配置職員により業務を遂行していたとしても、欠員なく本来の人員配置がなされていればより多様な視点により業務に広がりや深みが出ることや、より速やかで円滑な業務遂行につながると考えられます。 そのため欠員のない人員体制整備を求めている、欠員である場合は仕様書に基づき減額することとしております。

8	在宅医療・介護連携推進業務について	在宅医療・介護連携推進業務について、現在実施している医療・介護連携の取組とは別に、今回新たに求められる具体的な業務内容について確認したい。また、委託料として設定されている相談業務との関係について確認したい。	仕様書にありますとおり、医療介護連携推進協議会やそのワーキンググループへの積極的な参画による切れ目のない支援体制整備、医療介護連携に係る相談支援等を想定しており、業務内容に変更はありません。支払方法については、これまで相談業務に基づく実績払いとしていましたが、相談件数は地域包括支援センターが増減できるものではなく、相談があれば対応することは当然の業務であることから、業務そのものに対する支払に変更しました。
9	在宅医療・介護連携推進業務について	年間業務量の想定があれば、教えてください。	業務内容の考え方については質問8の回答のとおりです。過去の実績では、相談業務の請求は1圏域あたり年数件でしたが、今後は後期高齢者数の増加に伴い、医療・介護連携推進業務の充実を図り、相談件数の増加も見込んでおります。
10	職員の経験年数について	書類審査における職員配置届に記載する専門3職種の経験年数とは、地域包括支援センターでの従事期間を指すのか？当該事業所のみか？または、職種に基づく業務を指すのか？	職種に基づく業務を指します。よって、地域包括支援センター以外の勤務年数及び他事業所での勤務年数を含めて問題ございません。
11	見積もり書作成について	見積書に記載する見積額については、5 実績による委託料対象事業で算出した額も加えて記載するのか。その際、講師料等の変動額に関する金額設定の考え方は如何に？	見積額は、5 実績による委託料対象事業で算出した額も含めます。別紙の最下部にあります「総額」を記載してください。講師料は、各事業において教室等を上限回数実施することを想定し、必要と考える職種等をふまえて算出し、記入するようにしてください。
12	任意事業について	任意事業のうち、実績による委託料対象事業については、選定された後に協議の上で目標値を設定することになっているが、下限設定も協議に行うということか？	協議につきましては、目標値の設定を中心に、下限設定の有無も含めて協議を行います。
13	介護予防把握事業について	基本チェックリストの実施について、現在は四條畷市にて実施している業務と認識している。地域包括支援センターが実施する場合の具体的な業務内容、対象者、実施方法等について確認したい。	基本チェックリストの実施につきましては、市でも体力測定時を中心に実施していますが、地域包括支援センターにおいても現在も実施いただいております。仕様書にありますとおり、今後も地域包括支援センターが実施する各種事業において、支援が必要な高齢者の早期把握を講じてください。件数についてはこれまでの実績を参考に、高齢者人口の1割程度で上限を設定しております。
14	出前講座等の謝礼について	出前講座等、及び介護予防に資する住民主体の活動支援に伴う謝礼の対象について、外部講師のみ、と記載されているが、事業所職員以外の法人内における講師や専門職の派遣に活用することは可能か。	謝礼の対象は外部講師を基本としますが、地域包括支援センターの職員を除く法人内の他の職員による講師に活用することも可能とします。専門職の派遣に活用することも可能です。
15	認知症地域支援推進員について	認知症地域支援推進員は、主に仕様書P8(イ)認知症地域支援・ケア向上業務、及び(ウ)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に記載されている業務を担うものと考えてよいのか？	お見込みのとおりです。
16	認知症サポーターステップアップ講座の実施回数について	認知症サポーターステップアップ講座について、実施回数の上限が「年6回」とされていますが、当該講座は複数回で構成されるシリーズ形式の講座であると認識しています。 この場合、シリーズ全体を1回として算定するのか、各開催日時（各講座）をそれぞれ1回として算定するのか、実施回数の数え方について確認したい。	認知症サポーターステップアップ講座は実施内容が固定されたものではないため、単回でも複数回でも実施可能です。シリーズ形式で実施する場合は、開催日（各講座）ごとにそれぞれ1回として算定いたします。（但し各講座を支払い対象とするかどうかの判断は、開催前に提出いただく企画書にて行いますのでお知らせください。）